

根抵当権譲渡の公告

預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百三十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、日本振興銀行株式会社及び仮登記がされているものを当権（未登記のもの及び仮登記がされているものを含みます。）は、日本振興銀行株式会社と株式会社第二日本承継銀行との間の平成二十三年四月一日付事業譲渡契約に基づき、平成二十三年四月二十五日をもって日本振興銀行株式会社から株式会社第二日本承継銀行に対しその担保すべき債権（以下「譲渡対象債権」といいます。）の全部とともに譲渡されます。

二、前項の根抵当権は、当該根抵当権の譲渡の後においてても譲渡対象債権を担保するものとしません。

三、前二項に異議のある根抵当権設定者は、平成二十三年四月二十二日までの間に日本振興銀行株式会社に対しお申し出下さい。

平成二十三年四月八日

譲渡金融機関

東京都千代田区神田司町二丁目七番地
日本振興銀行株式会社

金融整理管財人

東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号

預金保険機構

理事長 田邊昌徳

譲受金融機関

東京都千代田区有楽町一丁目十二番一号
株式会社 第二日本承継銀行

代表取締役 篠窪進